

# 事前登録作成要領

令和5年4月

北海道オホーツク総合振興局  
産業振興部整備課

# 事前登録作成要領

## 1 申請の説明

### (1) 企業の施工能力等調書（様式－4）

ア 工事施行成績は、過去2年間の平均点を基本とする。ただし、過去2年間に実績がない企業は、当面の措置として過去4年間の平均点で評価する。

これによっても実績がない企業は65点として扱う。

イ 工事施行成績の評価対象は、各（総合）振興局調整課又は農村振興課の発注工事で、令和3年1月1日から令和4年12月31日までに元請けとして完成通知を受け、その後引渡が完了した当該工事と同じ入札参加資格の種類による工事とする。

ウ 工事施行成績の平均点は、小数第2位を切り捨て1位止めとする。

（経常建設企業体の登録は構成員各々平均点を算出後に単純平均とする。）

エ 工事等優秀業者表彰（北海道新技術・新製品開発賞含む）の評価対象は、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの期間とする。また、工事等優秀業者表彰は、この期間に当該工事と同じ入札参加資格の種類により受賞した表彰とする。

オ ISOマネジメントシステムの評価対象は、有効期限が公告日以後のものとする。

（令和5年度に有効期限のあるものは注意すること。）

カ 地域精通度の施工実績の対象は、平成25年4月1日から令和5年3月31日までの期間に元請として完成し引渡が完了したオホーツク総合振興局調整課発注の工事で、最終請負金額5百万円以上の工事とする。（別紙2）

キ 地域精通度の施工実績に該当する工事が複数ある場合は、評価が最も高くなると予想される工事を1つ選択の上、施工実績を証明する資料として、コリンズ（工事実績情報サービス）の登録内容確認書（工事实績）の写しを提出する。

### (2) 担い手の育成・確保 調書（1）（2）（3）（様式－6－1、2、3）

ア 技術職員の育成・確保「①若手技術職員の育成・確保」の「35歳未満」とは、直近の経営事項審査申請の審査基準日時点の満年齢とする。

イ 技術職員の育成・確保は、次のa、bの中から、評価点の大きいものを評価点とする。

a ①若年技術職員の育成・確保

公告日の直近通知日の経営事項審査の「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」において、加点評価された企業を評価する。

b ②技術職員総数の確保

技術職員の確保は、直近の経営事項審査申請時の技術職員の総数が、公告日の直近の前の通知日の経営事項審査申請時の技術職員の総数と比較して同数以上、又は、3人以下若しくは6%以下の減少の場合に評価する。

ウ 新規の雇用は、以下いずれかの企業を評価対象とする。

a 過去5年間に於いて、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業した者を（卒業年度を含む4ヶ年度以内）雇用した企業とする。

b 過去5年間に於いて、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を雇用した企業とする。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。

※ aとbのいずれの場合においても次の要件を満たすこと。

・令和5年4月1日時点で3ヶ月以上の雇用関係にあり、雇用期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）と継続雇用している企業を評価する。

・採用時点において、満35歳未満の者とする。

※ 評価期間の過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間。（令和5年度の場合、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの期間）

エ 詳細については、別表イによる。

### (3) 地域の守り手確保 調書（1）（様式－6－4）

ア 主たる営業所とは次のいずれかに該当するものをいう。

a 建設業許可申請書別表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式1号別表）の「主たる営業所」欄に記載されているもの。

b 会社法第27条の本店で、かつ建設業法第3条の許可を有している営業所。

なお、北海道入札参加資格申請時より変更がなければ証明書類の提出は不要。

イ 農業農村の有する多面的機能の維持増進活動は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間において活動した実績を評価対象とする。

ウ 詳細については、別表イによる。

- (4) 合併等の取扱い
- ア 合併の場合  
合併の事実発生日が、当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請以前の場合は、合併存続会社と合併消滅会社の双方の実績等を評価対象とする。
- イ 事業譲渡の場合
- a 事業の全部譲渡の場合  
事業譲渡の事実発生日以後、譲渡会社の実績等は、譲受会社の実績等として評価対象とする。
- b 事業の一部譲渡の場合  
事業譲渡の事実発生日をもって、譲渡会社の実績等を譲受会社の実績等とすることができる。ただし、この場合、事実発生日以後の総合評価方式による他の入札において、譲渡会社の実績等はすべて消滅したものとみなして、評価対象外とする。
- ウ 会社分割の場合  
事業譲渡の場合に準ずる。
- エ ア、イにおいて、合併存続会社又は譲受会社が、次のいずれかに該当する場合は、合併消滅会社又は譲渡会社の実績等は、合併存続会社又は譲受会社に継承しない。
- a 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続き開始の申立てがなされた会社である場合。
- b 破産法（平成16年法律第75号）による破産申立てがなされた会社である場合。
- c 精算手続き中の会社（事業活動を目的とせず、精算の目的の範囲内で存続する会社）である場合。
- d 休眠会社（建設業法第29条第3号の規定による許可の取消の要件に該当する事業活動を1年以上休止している会社）である場合。

表イ

技術評価項目	留意事項等
新規の雇用	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象は以下のいずれかの企業を評価対象とする。</li> <li>(7) 過去5年間に於いて、学校教育法に定める高校、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業した者を（卒業年度を含む4ヶ年度以内）雇用した企業。</li> <li>(イ) 過去5年間に於いて、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。</li> </ul> <p>なお、(7)と(イ)のいずれかの場合においても、対象者は次の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年4月1日時点で3ヶ月を超える継続雇用関係にある者とする。（継続雇用とは、期間の定めがない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）とする。）</li> <li>・採用時点において、満35歳未満の者とする。</li> </ul> <p>【評価期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去5年間は、当該年度の前年から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間。（令和5年度の場合、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの期間）</li> </ul>
高年齢者継続雇用	<p>【評価対象】</p> <p>次のいずれかの企業を評価対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「高年齢者継続雇用対策」の審査において評価された企業。</li> <li>② 令和4年4月1日時点において、満65歳以上の高年齢者を雇用しており、令和5年4月1日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価対象とする。</li> </ol> <p>補足（②について）</p> <p>（令和4年4月1日時点において、満65歳以上の高年齢者を雇用しており、令</p>

和5年4月1日時点においても同一の高年齢者を継続して雇用していることを確認できた企業を評価する。令和4年4月1日が満65歳の誕生日の人を令和4年4月1日に雇用し、令和5年4月1日まで雇用した場合は評価対象となる。）

（高年齢者継続雇用の評価の考え方）

	R4. 4. 1		R5. 4. 1		【評価の判断】
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
【考え方】	.....	← この間の継続雇用が確認できれば評価 →			
ケース1		★ 雇用(4月1日)			○ (R4. 4. 1～R5. 4. 1継続雇用であるため)
ケース2			★ 雇用		× (R4. 4. 1から雇用していないため不可)
ケース3		★ 雇用			× (R4. 4. 1から雇用していないため不可)
ケース4	★ 雇用	☆ 退職			× (R5. 4. 1時点で雇用していないため不可)
ケース5	★ 雇用	☆ 退職	★ 再雇用	☆ 退職	× (継続して雇用していないため不可)
ケース6		★ 雇用			○ (R4. 4. 1～R5. 4. 1継続雇用であるため)

また、評価対象の高年齢者は、下記の①から③のいずれかの雇用形態に該当する場合とする。ただし、会社の役員等の場合で、雇用保険の適用外となる「代表取締役」、「監査役」、「合名会社・合資会社・合同会社の社員」及び「有限会社の取締役のうち会社を代表する取締役」は評価の対象外とする。

- ①雇用期間の定めのない雇用契約労働者。
- ②一定期間（1ヶ月、6ヶ月等）を定めて雇用されるものであっても、その雇用期間が反復更新されて事実上①と同一の状態にあると認められる者。
- ③日々雇用される者であっても、雇用契約が更新されて事実上①と同様の状態にあると認められる者。

【その他】

入札参加者には、下記の1～3のいずれかの書類の提出を求める。

1. 健康保険被保険者証の写し及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し。
2. 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び出勤簿や賃金台帳等の雇用していることを証明する書類の写し。
3. 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し。

女性の活躍支援

【評価対象】

次のいずれかの企業を評価対象とする。

- ・令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査における「女性活躍支援」の審査において評価された企業。
- ・「北海道働き方改革推進企業認定制度」の「女性」の取組分野に該当があり、認定証の写しの提出があった企業。
- ・「北海道なでしこ応援企業」として認定され、認定証の写しの提出のあった企業。
- ・当該工事の入札参加資格審査申請書等の申込締切日の前日時点で、女性活躍推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、当該計画策定届（変更届）の提出のあった企業。

季節労働者等の雇用実績

【評価対象】

- ・設定した地域内のオホーツク総合振興局調整課発注工事で季節労働者等の雇用した実績を評価対象とする。

【評価期間】

- ・過去5年間の活動実績を評価する。
- ・過去5年間は当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から

	<p>前年度の3月31日までの期間に引き渡しが完了した工事での雇用実績として設定する。  (令和5年度の場合：平成30年4月1日から令和5年3月31日までの期間とする。)</p> <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事箇所と同じ市町村、隣接する市町村及びオホーツク総合振興局管内で季節労働者等を雇用した実績を評価する。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用労働者就労状況報告書の写しの提出を求める。</li> </ul>
労働安全衛生活動	<p>【評価対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象とする認定制度等は、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）、労働安全衛生マネジメントシステム（OHSAS18001）、労働安全コンサルタント等を活用して認定・認証取得に向けた継続的な学習。</li> <li>・認定又は認証の有効期限日が公告日以後のものを評価対象とする。</li> <li>・継続的な学習とは、認定・認証取得に向けてシステムの構築、システムの運用などに関する学習をいう。</li> </ul> <p>【評価基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定又は認証登録により評価する。</li> <li>・労働安全コンサルタント等を活用している記録簿等により評価する。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定証等の写しの提出を求める。</li> </ul>

(5) 共同企業体で申請する場合の取扱い

ア 各技術評価項目に対する評価方法等は、次表のとおりとする。

技術評価項目		評価方法等
企業の施工能力	工事施行成績	各構成員の平均点の単純平均とする。
	工事等優秀業者表彰	各構成員のうち、最も高いものを評価点とする。
	ISOマネジメントシステムの取得	
	地域精通度（施工実績）	入札参加者は、各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものを評価する。
担い手の育成・確保	技術職員の育成・確保	入札参加者は、各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものを評価する。
	新規の雇用実績	
	高齢者継続雇用の取組	
	女性の活躍支援の取組	
地域の守り手確保	主たる営業所の所在地	入札参加者は、各構成員のうち、最も高い評価点となり得るものを評価する。
	多面的機能の維持増進活動の実績	
	季節労働者等の雇用実績	
	労働安全衛生活動	

イ 企業の施工能力に係る補足

- 構成員ごとの工事施行成績の平均点を単純平均する。この場合の平均点も、小数第2位を切り捨て1位止めとする。
- 乙型共同企業体（分担施工方式）の場合の工事施行成績は、分担する工事と同じ入札参加資格による工事のものを対象とする。
- 工事等優秀業者表彰及びISOマネジメントシステムは、構成員のいずれかの該当により評価する。

(6) 共同企業体の構成員としての実績の取扱い

ア 工事施行成績

- 共同企業体で施工した場合における工事施行成績は、各構成員が単独で施工した実績とみなして評価する。ただし、評価対象は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

- b 乙型共同企業体（分担施工方式）で施工した場合は、分担した工事の入札参加資格による工事施行成績の実績として評価する。
- イ 施行実績
  - 共同企業体で施工した場合における施工実績は、各構成員が単独で施工した実績とみなして評価する。ただし、評価対象は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。